

19. 食用油脂製造業

- マーガリン又はショートニング製造業を含みます。
- 旧第23号（食用油脂製造業）と旧第24号（マーガリン又はショートニング製造業）とが統合されたものです。
- マーガリン又はショートニングを製造する営業です。
- 動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業です。

